



区のおしらせ

令和6年(2024年)

2/1

No.1913

毎月1日・15日
25日(地域版)発行

せたがや

SETAGAYA

成年後見制度を知っていますか？

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でなくなり、自分一人では契約や財産の管理などが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるようにその方の権利を守り法的に支援する制度です。

問生活福祉課 ☎5432-2767 FAX 5432-3020

こんな不安や困りごとはありませんか



後見人ができること(一例)

- お金の入出金や各種支払い
- 福祉、医療等の契約
- 不動産の売却、更新、解約等
- 福祉サービス等の処遇の確認
- 家庭裁判所への財産状況等の報告



本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなってご本人の意思を尊重して支援します



親族



本人



後見人



主治医

後見人と本人と周囲の方の関係性



ケアマネジャー

成年後見センターへご相談ください

成年後見制度は、皆さんが障害の有無にかかわらず地域で自分らしく生活していくことを支える大切な制度です。いつでもお気軽に当センターにご相談ください。職員一同お待ちしております。



成年後見センター
所長(弁護士)
松本 俊一

このような相談をお受けしています

- 成年後見制度について
- 申立手続の方法や後見人候補者について
- 親族後見人の実務について



詳しくはホームページをご覧ください



成年後見センターで配布しています

(社福)世田谷区社会福祉協議会
成年後見センター

成城6-3-10 3階
☎6411-3950 ☎6411-2247

受付時間/月~金曜 午前8時30分~午後5時
(祝・休日を除く)

成年後見セミナーを開催します

回2月8日(休)午後2時~4時 場玉川せせらぎホール集会室

申込方法等詳しくは、成年後見センターへお問い合わせください。

主な内容 | せたがやPayポイント還元キャンペーン...2面 | シニア向けスマートフォン安全教室...3面 | 能登半島地震災害への支援にご協力をお願いします...8面



世田谷区長
のぶと
保坂展人

さて、成年後見制度について、区は社会福祉協議会の「成年後見センター」を中核機関として位置づけています。成年後見センターでは、親族等の後見人支援等の機能を担うとともに、弁護士、司法書士などの職能団体や支援機関、民間の金融機関を構成員とした協議会を開催し、成年後見制度に関する課題解決に向けた検討や情報共有等を行っています。お気軽にご相談ください。

元日の夕刻に能登地方を震源とする大地震が発生し、多くの方々が亡くなられ、負傷されました。亡くなられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

区では能登半島地震被災地支援本部を立ち上げ、義援金(日本赤十字社)に加えて、区独自の支援金の募集も始めました(8面参照)。集まった支援金は、区が責任をもって被災自治体に届けます。どうか、地域や職場、趣味のグループ等で幅広い支援をお願いします。

もし、人口や住宅の密集している区で大規模地震が起きたら何が起きるのか...車座集會やタウンミーティングで、地域防災力に関する多くの声をいただきました。防災・減災への取組みをさらに加速させていきます。

令和6年能登半島地震
緊急支援のお願い